

《役場にてマイナンバーカード申請サポートを行っております》

住民生活課窓口にて、マイナンバーカード申請サポートをしております。担当職員が写真撮影やオンライン申請のサポートをいたします。申請にかかる時間は**5分程度**です。サポートをご希望の方は事前にご予約が必要です。

◆対応内容

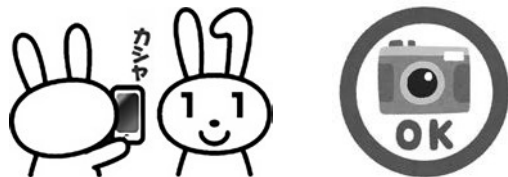
- ・マイナンバーカード申請サポート
- ・写真撮影（役場職員が写真撮影いたします）

◆持参いただくもの

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・QRコード付申請書（お持ちの方）

※平日の来庁が困難な方は、**12月3日（土）、12月4日（日）、12月17日（土）**マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。来庁の際は事前にご予約が必要です。休日窓口の開庁時間は9:00～16:00（最終受付15:30）です。

※カードの申請から取得までに1か月程かかります。完成したカードはご自宅に郵送するか役場でのお受け取りにするかお選びいただけます。12月は窓口が混雑する場合がありますのでサポートをご希望の方はお早めの申請をお願いします。



《マイナポイント第2弾についてのご案内》

①マイナンバーカードの取得後、キャッシュレス決済を登録した方 → **5,000円相当のポイント**
※チャージ又はお買い物をすると25%（上限5,000円分）のマイナポイントを受け取ることができます。

②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行った方 → **7,500円相当のポイント**
※既に利用申込を行った方も対象です。

③公金受取口座の登録を行った方 → **7,500円相当のポイント**
※ポイントの申込サポートをご希望の方は事前にご予約が必要です。

◆持参いただくもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号（数字4桁）
- ・好きなキャッシュレス決済サービス
- ・上記③の登録をご希望の方は口座情報が記載されたキャッシュカード又は通帳

上記①～③は令和4年12月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。マイナポイントの申込期限は令和5年2月末までです。※既にカードを取得された方も対象です。



《カードの受取がお済でない方へ》

マイナンバーカードを申請がお済の方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。

マイナンバーカード交付率

全国	51.1%
福島県	46.6%
泉崎村	43.2%

（10月末現在）

《マイナンバーカードでできること》

<p>本人確認書類として使える！ マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもマイナポイントの申請や会員登録など幅広く使えます！</p>	<p>コンビニで各種証明書が取得できる！ 新しく市町村の窓口に行かないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。</p>
<p>健康保険証としても使える！ 本人が明瞭すれば、金庫どこにいても、医療機関や薬局で過去の診療履歴や特定健診情報などが確認できます。</p>	<p>給付金の受け取りがスマートに！ 公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や送付の写しなどを提出する必要がなくなります。</p>
<p>オンラインで行政手続きができる！ 確定申告（e-Tax）をはじめ、子育てなどに關する手続きもオンライン申請で便利に行えます。</p>	<p>新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！ 日本国内用と海外用の接種証明書スマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。 ※アプリに詳しい使い方はスマートフォンが必須です。 ※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です。</p>
<p>便利な「マイナポータル」が使える！ ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。</p>	<p>民間のサービスにも拡大中！ 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの宅電ローン契約や証券口座開設などとともに使えて、書類送付などの手間がかかりません。</p>

お客様の喜び

ハウスクリーニング 白河装美

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1
TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 齋藤電工

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566

冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

～冬期水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いします。

《指定給水装置工事業業者リスト》

事業者名	住所	電話番号
(有)ウナガミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株)兼千	関和久字瀬知房5	54-1101
木戸設備	関和久字漆久保6	53-3268
草野設備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)鈴木設備工業	泉崎字前畑17	53-2301
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》 ※私道の除雪は行いません。

・村道：村役場建設水道課

☎0248-53-2114

・県道：福島県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486

確かな信用、確かな技術

上下水道・設備工事・土木とび工事

「株式会社 兼千」

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign 富永看板店

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52
TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264
E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

【申告対象】

会社や個人が令和5年1月1日時点で事業のために村内に所有している土地・家屋以外の資産。

(例：事業用の太陽光発電設備、パソコン、ビニールハウス、厨房機器、看板等)

【申告方法】

村から送付される申告書類により申告を行ってください。

令和4年1月2日以降に新規で事業を開始した方など、申告書類がお手元に届いていない場合は、役場税務課までご連絡をいただければ申告書類を送付します。

泉崎村の教育

泉崎村教育委員会

～特別の支援教育～

村教育委員会では、泉崎村の全てのお子さんが、地域社会を担う存在となることを願い、一人一人の学び方と行動の特性に応じて、だれもが学びやすく生活しやすい環境整備を進めています。

全ての園児・児童・生徒が安心して学べる場

学習する内容に応じて、集団での学びと個別の学びや活動がお子さんにあっているのか検討する場合があります。泉崎村教育委員会と矢吹町教育委員会が連携し、合同で教育支援会議を開催しています。そこでは、お子さんの学びや生活のスタイルに応じた環境整備や関係機関との連携について協議し、助言をいただきます。その助言をもとに安心して学べる環境のために以下の点で取り組みます。

ア 特別支援学級の設置運営

(お子さんの学びと生活に応じた特別の支援計画に基づいて教育を進めます。)

イ 特別支援教育支援員配置 (第一小、第二小、中学校に配置)

ウ 通級指導教室の設置運営

(通常学級に在籍し、一人一人の課題に応じた個別指導を行います。現在、第一小学校に設置しています。)

エ 学習サポートの実施

特別支援教育相談体制

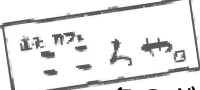
学びや生活について関係機関と連携して、適切な支援の在り方について、ご家庭と学校で連携して指導と支援を行います。

ア 特別支援コーディネーターを中心とした校内相談体制を充実させる。

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)

イ 専門機関、関係機関 (福島県特別支援教育センター特別支援学校発達相談支援学級等) への相談と接続を進め、助言に基づいた支援方法を確立する。

ウ 保護者、学校、支援機関による最適な支援方法の計画作成のための協議をする。



歳末セール実施中!

冬のギフトはぜひこころやで!

おせち料理のかまぼこや、伊達巻などを
多数取り揃えてお待ちしております。

クリスマスのご予約絶賛承り中です。

*12月31日(土)～1月5日(木)はお休みします。

こころや 泉崎村川畑 37-1 TEL 0248-53-5568

スタッフ募集

①介護員 ②看護師 ③介護補助員(パート可)

※求人の詳細については下記へご連絡ください。

特別養護老人ホーム **ケアハウス泉崎**

〒969-0104 西白河郡泉崎村太田川字金山34
☎ 0248-53-3450

地域密着型 特別養護老人ホーム **さつきの郷**

〒969-0101 西白河郡泉崎村泉崎字笹立山7-1
☎ 0248-21-8083

